

平成 26 年 10 月 1 日

デクセリアルズ健康保険組合
理事長 若井 正雄

被扶養者資格調査・確認のお知らせ

デクセリアルズ健康保険組合では、健康保険法・施行規則第 50 条に基づき、扶養に入っている方（被扶養者といいます）への資格調査を実施します。

調査対象者

平成 26 年 10 月 1 日現在、被扶養者資格を有し、平成 26 年 4 月 1 日現在満 20 歳以上の被扶養者を有する被保険者を対象とします。

但し、次に該当する被扶養者については、今回の調書対象外とします。

- ① 平成 25 年 12 月 2 日以降、新たに認定された被扶養者のいる被保険者
- ② 平成 27 年 4 月 1 日までに後期高齢者医療制度に該当する被扶養者のいる被保険者
- ③ 平成 27 年 3 月 1 日までに退職を予定している被保険者
- ④ 平成 26 年 10 月 1 日時点で、被保険者が海外勤務で被扶養者を帯同している場合

書類の発送：平成 26 年 11 月初旬

各事業所より対象の被保険者に配布します。

提出期限：平成 26 年 12 月 10 日必着

準備が整い次第、早めに提出頂きますようお願い致します。

なお、提出期限までに調査票の提出がない場合、デクセリアルズ健保では資格確認ができないため被扶養者の資格を付与出来ません。扶養の状態にないとみなされますので、速やかに削除届の提出および該当の被扶養者の健康保険証をデクセリアルズ健保宛てに返却して下さい。

資格を失った以降に被扶養者が健康保険証を使用した場合は、無資格受診となり、後日、健保が負担した医療費を返還して頂きます。